

事務連絡
令和3年4月1日

各居宅介護支援事業所管理者様

加古川市福祉部
介護保険課長

加古川市生活援助中心型訪問介護の利用に係る
居宅サービス計画届出要領の一部改正について（通知）

平素は、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

このたび、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の一部改正に伴い、本市届出要領を別添のとおり改正しました。

つきましては、下記の改正内容についてご確認いただき、引き続き居宅介護支援事業の適切な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 届出要領の一部改正内容

(1) 届出期限の緩和

居宅サービス計画の作成又は変更を行った月の翌月の末日

※市が確認等を行った届出の次回の届出期限は、前回届出日から起算して
1年以内（期限日が閉庁日の場合は翌開庁日）

(2) 検証方法の追加

検証方法に、地域ケア会議のほか、市職員やリハビリテーション専門職員を
派遣する形で行うサービス担当者会議等を追加

2 施行期日

令和3年4月1日

3 届出要領にかかるQ&A

(問) 令和2年度中に居宅サービス計画を提出したが、次回の提出はその1年後で
よいか。

(答) 令和3年3月31日までに市へ提出した居宅サービス計画については、計画の
作成又は変更のつど、届出が必要です。令和3年4月以降に一度提出した居宅
サービス計画については、次回の提出は届出日から1年以内で構いません。

お問合せ先

加古川市 福祉部 介護保険課 給付係
電話：079-427-9125